

第2回嬉野市議会定例会議案

令和3年6月4日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	令和3年6月4日	令和2年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
3	〃	令和2年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
4	〃	令和2年度 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算継続費繰越計算書の報告について	〃
5	〃	令和2年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
6	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
31	令和3年6月4日	専決処分（第1号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）	1
32	〃	専決処分（第2号）の承認を求めることについて（令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））	別冊
33	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	10
34	〃	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	12
35	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	17
36	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	19
37	〃	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	21
38	〃	令和3年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）	別冊
39	〃	令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
40	〃	嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について	23
41	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	24
42	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	25
43	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	26
44	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	27
45	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	28
46	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	29

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
47	令和3年6月4日	嬉野市農業委員会の委員の任命について	30
48	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	31
49	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	32
50	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	33
51	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	34
52	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	35
53	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	36

議案第31号

専決処分（第1号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部を改正する条例)

第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「同項に規定する公的年金等（所得税法）を「同項に規定する公的年金等（同法）に、「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に、「提出の際に経由すべき所得税法」を「提出の際に経由すべき同法」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第51条第1項第5号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、

「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第22項とし、同項の次に

次の1項を加える。

23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の4第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同

条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4

月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例（令和2年嬉野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、嬉野市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、嬉野市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、嬉野市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、嬉野市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中嬉野市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中嬉野市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の嬉野市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3

月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年嬉野市条例第 25 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 固定資産評価審査の手続きにおける利便性の向上を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市固定資産評価審査委員会条例（平成18年嬉野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成 18 年嬉野市条例第 59 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 4 日

嬉野市長 村上 大祐

理由 住民票の写し等の証明書のコンビニ交付サービスを開始するにあたり、条例の一部を改正する必要がある。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、同じく条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

1	住民票又は除票の写し	1件につき	300円
---	------------	-------	------

」を「

1	住民票又は除票の写し	1件につき	300円 ただし、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が個人番号カードを使用して必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して行う交付の場合にあっては、250円
---	------------	-------	--

」に改め、同表3の項を削り、同表中「

4	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写し	1件につき	300円
5	住民票又は除票記載事項証明	1枚につき	300円
6	住民基本台帳の閲覧	1件につき	300円
7	身分に関する証明	1枚につき	300円
8	印鑑登録証明	1枚につき	300円

9	印鑑登録証（再登録）	1枚につき	500円
10	所得証明	1件につき	300円
11	課税証明	1件につき	300円
12	納税証明（住民税・固定資産税・国民健康保険税）	1件につき	300円
13	納税証明（法人住民税）	1枚につき	300円
14	納税証明（法人固定資産税）	1枚につき	300円
15	営業証明（法人）	1枚につき	300円
16	土地証明（評価・公課）（1枚に5筆まで記入）	1枚につき	300円
17	家屋証明（評価・公課）（1枚に5棟まで記入）	1枚につき	300円
18	資産証明	1枚につき	300円
19	名寄帳の写し	1枚につき	300円
20	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
21	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
22	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
23	その他諸証明	1件につき	300円

」を「

3	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写し	1件につき	300円
4	住民票又は除票記載事項証明	1枚につき	300円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、250円
5	住民基本台帳の閲覧	1件につき	300円
6	身分に関する証明	1枚につき	300円
7	印鑑登録証明	1枚につき	300円 ただし、多機能端

			末機を介して行う交付の場合にあっては、250円
8	印鑑登録証（再登録）	1枚につき	500円
9	所得証明	1件につき	300円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、250円
10	課税証明	1件につき	300円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、250円
11	所得課税証明書	1件につき	300円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、250円
12	納税証明（住民税・固定資産税・国民健康保険税）	1件につき	300円
13	納税証明（法人住民税）	1枚につき	300円
14	納税証明（法人固定資産税）	1枚につき	300円
15	営業証明（法人）	1枚につき	300円
16	土地証明（評価・公課）（1枚に5筆まで記入）	1枚につき	300円

17	家屋証明（評価・公課）（1枚に5棟まで記入）	1枚につき	300円
18	資産証明	1枚につき	300円
19	名寄帳の写し	1枚につき	300円
20	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
21	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
22	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
23	その他諸証明	1件につき	300円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2中3の項の規定は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 35 号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
嬉野市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和
3 年厚生労働省令第 52 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する
必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年嬉野市条例第 29 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 23 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 1
04 号）の一部を別紙のように改正する

令和 3 年 6 月 4 日

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部
を改正する必要がある。

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 重度精神障害者 障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める表の1級に該当する者

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第3号に該当する対象者の医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床への入院医療に要する費用の額については、助成しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第40号

嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項に規定する農業委員会の委員の任命について、同条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は同条第1号に掲げる者とするについて、議会の同意を求める。

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定による認定農業者過半要件の例外規定を適用させるために、議会の同意を求める必要がある。

議案第 4 1 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿乙 9 4 7 番地

氏 名 川内 利光

昭和 2 4 年 2 月 3 日生

令和 3 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第42号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字五町田甲3187番地

氏 名 宮崎 政則

昭和25年2月9日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第43号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字真崎1429番地

氏 名 石橋 勇市

昭和25年4月20日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第44号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2937番地

氏 名 永尾 文治

昭和25年10月5日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第45号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字大草野丙125番地1

氏 名 西田 昭義

昭和25年10月22日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第46号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田丁5283番地1

氏 名 松元 正行

昭和26年9月15日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 47 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下野甲 5401 番地口

氏 名 團 達美

昭和 27 年 10 月 5 日生

令和 3 年 6 月 4 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第48号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田甲1440番地1

氏 名 峰 正己

昭和28年1月29日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第49号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間乙3468番地

氏 名 中島 文二郎

昭和28年2月7日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第50号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿丙265番地7

氏 名 坂本 健二

昭和28年3月28日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第51号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲3022番地

氏 名 前田 安一

昭和29年10月30日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第52号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字不動山丙3268番地

氏 名 山口 智佐代

昭和31年2月20日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第53号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間丙1646番地2

氏 名 梶原 文雄

昭和42年2月16日生

令和3年6月4日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

第2回嬉野市議会定例会議案
別冊（議案第54号）

令和3年6月4日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
54	令和3年6月4日	専決処分（第3号）の承認を求めることについて（令和3年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	別冊